

【重要】会津若松市入札参加資格登録を有する建設業者の皆様へ

社会保険未加入業者を下請人にすることを原則禁止します。

平成 30 年 10 月 1 日以降に会津若松市と契約を締結する建設工事について、必要な社会保険等に参加していない業者を下請負人（二次以下の下請負人を含みます。）とすることを**原則禁止**します。

また、会津若松市と建設工事請負契約を締結後に提出する「請負代金内訳書」について、**事業者負担分の社会保険料の明示**を求めます。

なお、社会保険等未加入者を下請負人とした「元請業者」に対して「入札参加資格停止措置」を行う場合があります。

注意!

社会保険等未加入業者とは、「事業所として加入義務があるにもかかわらず、必要な社会保険等に参加していない者（法人又は個人事業主）」です。**加入義務のない方に、強制的に加入を求めるものではありません。**

<保険加入・早見表>

事業形態	社員数	入るべき保険		
		雇用保険	健康保険	年金保険
法人	⇒ 1人以上(役員を除く。)	⇒ 必要	協会けんぽ、健康保険組合等	厚生年金
	⇒ 役員のみ	⇒ -		
個人事業主	⇒ 5人以上(事業主除く)	⇒ 必要	国民健康保険、健康保険組合等	国民年金
	⇒ 1~4人(事業主除く)	⇒ 必要		
	⇒ 事業主、同居親族のみ	⇒ -		

※ 法人は、社長 1 人の組織であっても社会保険の対象です。法人として協会けんぽ等及び厚生年金に参加していなければ、適切な保険に参加していることになりません。

<加入のご相談は>

- ★ 年金・健康保険について ⇒ 会津若松年金事務所（市内追手町 5-16 電話 37-5321）
- ★ 雇用保険について ⇒ ハローワーク会津若松（市内西栄町 2-23 電話 26-3333）

<Q & A>

Q 1 : 市は、下請負人の社会保険加入状況をどのようにして確認しますか？

A 1 : 市と直接契約を行った元請人（受注者）が市へ提出する「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」により、確認します。

Q 2 : 下請人について変更や追加があった場合は、どうしますか？

A 2 : 相手方が決定次第、「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」を追加提出してください。

Q 3 : 社会保険未加入の下請負人と契約を締結してしまった場合は、どうしたらよいでしょうか？

A 3 : 市と直接契約を行った元請人（受注者）に対して、下請負人への社会保険加入指導と、加入が確認できる書類を 60 日以内に市（工事担当課）へ提出するよう求める文書が出されます。受注者は、社会保険未加入業者が 2 次以下の下請負人である場合でも、社会保険加入指導を行う必要があります。通知文を受け取ってから 60 日以内に、市へ必要書類が提出された場合には、特段の処分はありません。

Q 4 : 社会保険未加入の下請負人が、受注者の指導に従わなかった場合は、どうなりますか？

A 4 : 受注者に対して、入札参加資格停止措置が行われます。ただし、入札参加資格停止措置が行われた場合でも、現在履行中の建設工事等については、完成まで施工する義務を負います（あくまでも、措置日以降の新たな入札参加・契約を認めないものです。）。

Q 5 : いわゆる一人親方も、協会けんぽに加入しなければならないのでしょうか？

A 5 : **加入義務のない方に、強制的に加入を求めたり、加入していなければ下請負人になることを禁じたりするものではありません。** 当該事業者が「適用除外」なのか「未加入」なのか、ご確認をお願いいたします。

Q 6 : 「請負代金内訳書」における「事業者負担分の社会保険料の明示」はどのように記載したらよいでしょうか？

A 6 : 市へ提出する「請負代金内訳書」の欄外に記載する行があります。事業者負担分の社会保険料の算定にあたっては、元請人（受注者）が雇用する労働者分の他、下請負人（2 次以下を含む。）分についても合算してください。

なお、下請負人分についても、下請負人から受け取る見積書等において、事業者負担分の社会保険料の明示を求め、その金額を参照する等、適切な積算を行ってください。



【計算例】法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

【事務担当】会津若松市総務部契約検査課（電話 39-1217）